

# 錦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務仕様書

## 1 委託業務名

錦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務

## 2 業務の目的

令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第10期錦町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定に当たり、高齢者福祉及び介護保険事業の施策形成のための基礎資料とするため、町内高齢者の状況やニーズを把握するためにアンケートを実施し、課題分析等を行うもの。

## 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 提案限度額

2,967,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 業務内容

下記に定める業務内容を実行するものとする。また、今後本町が必要と認められる業務が発生した場合は、協議の上、速やかに実施するものとする。

### （1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

|       |                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査目的  | ・要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること<br>・介護予防・総合生活支援総合事業の評価に活用すること |
| 調査対象者 | 錦町に居住する65歳以上の者（要介護1～5の認定を受けている者を除く）                                                      |
| 配布数   | 約3,000部（前回の回収率は66.6%）                                                                    |
| 調査方法  | 郵送法                                                                                      |
| 集計方法  | 単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計                                                         |

### （2）調査票の作成・印刷・発送・回収

ア アンケート調査票の設問は国から示された調査票を基本とするが、前回調査との比較や地域分析等多面的に分析できるよう設問項目の提案等の支援を行うこと。

イ アンケート調査票の印刷・製本、配布用・回収用封筒の作成及び封入・宛名ラベル貼り付け等の作業を行うこと。

ウ 郵送にて発送・回収をする。なお、発送・回収にかかる手配や手続きを行うとともに、発送・回収にかかる郵送費を受託者が負担することとする。

(3) データ入力・集計・分析

- ア 調査結果について、多面的な視点から分析できるよう、設問ごとのグラフや票、クロス集計等を作成すること。
- イ 上記(1)の調査目的を反映するとともに、高齢者等の課題を抽出し、因果関係を分析すること。
- ウ 本町の特徴が把握できるよう前回調査や全国平均等との比較分析を行うこと。
- エ 国の動向及び上記ア～ウを踏まえ、今後の事業展開等について提案すること。

(4) 成果品の納品

- ア 調査結果集計表
- イ 調査結果報告書 A4版(ファイル綴じ可)
  - ・調査の趣旨や回答者の属性等
  - ・調査結果の概要、総括
  - ・分析結果(リスク分析、各設問間クロス集計など)
  - ・分析処理するための設定条件の解説
  - ・日常生活圏域ごとの地域特性 などその他協議のうえ決定することとする。
- ウ 回収調査表
- エ データー式
  - ・収集データ及び報告書データの電子ファイル(文書についてはMicrosoftWord、データについてはExcelを使用すること)
  - ・回答済調査票のデータを、国が示す地域包括ケア「見える化システム」へ登録ができる状態にデータを加工し、提供すること

## 6 その他

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打合せを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行う。
- (2) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (3) 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては錦町個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (4) 業務遂行に伴って作成したイラストや図表等の著作権は町に帰属する。
- (5) 町への報告等に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (6) 本仕様書について定めのない事項や疑義が生じた場合又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、委託者と受託者間で協議の上定めるものとする。